

# 廃棄物処理センター（最終処分場）増設事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県知事意見

## （総括的事項）

- 1 本事業は、既存の管理型最終処分場を増設する計画であることから、環境影響評価の実施にあたっては、既存の事業における環境影響評価結果及び事後調査結果を十分に踏まえるとともに、調査、予測にあたっては、既存の事業による影響を含め、環境への影響が最大となる地点、時期等を選定すること。
- 2 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 3 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 4 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## （個別的事項）

### 1 大気質、悪臭

粉じん及び臭気について、周辺気象の状況を踏まえて適切に評価できるよう、気象観測地点の追加を検討すること。また、気象観測結果を踏まえて調査、予測を行うこと。

### 2 水質、水生生物

施設からの排水による影響については、既設最終処分場の放流水質調査結果や、周辺での既存の調査結果を踏まえて適切に予測及び評価を行うとともに、河川水質への影響を可能な限り低減すること。

### 3 地形・地質

大雨や地震等の災害発生時に土砂の流出が想定され、周辺への影響が懸念されることから、設計にあたっては、十分な安全性を確保すること。

### 4 陸生動物、陸生植物、水生生物

本事業の改変区域には、既存の事業における重要種の移植先の一部が含まれていることから、動植物の調査にあたっては、既存の事業における重要種の移植状況及びそれらの事後調査結果を踏まえて、調査地点、調査内容等を検討すること。

加えて、既存の事業において移植した重要種には、事後調査において定着が確認されていない種があることから、調査の結果、改変区域内において重要種の生息が確認された場合は、環境保全措置を慎重に検討すること。なお、やむを得ず代償措置として移植を行う場合は、将来にわたって適切に管理できる場所を移植先として選定するとともに、それらの位置及び状況並びに管理方法について準備書に記載すること。

## 5 生態系

森林を可能な限り残置するとともに、竹を除去する等、多様な動植物の生息が可能な里山環境を創出できるよう、適切に管理する計画とすること。

また、事業の実施により生じる法面及び処分場堰堤についても、施設の機能に影響を与えない範囲において、同様の管理を行う計画とすること。

## 6 景観

周辺道路から計画地が視認できる可能性があることから、予測地点の追加を検討すること。

## 7 廃棄物等

本事業は、埋立地からの浸出水量を削減するため、埋立完了部に雨水の浸透を抑制する粘性覆土等のキャッピングを行いながら埋立を行う計画となっている。しかしながら、キャッピングにより雨水の浸透が抑制されることで、埋立廃棄物の安定化が阻害されるおそれがあることから、埋立事業終了後の処分場の廃止に向けた具体的な計画を策定し、可能な限り早期の安定化を図ること。